

○少年事件の迅速的確な捜査の推進について(通達)
(平成 14 年 11 月 15 日岡少第 214 号／岡生企第 471 号／岡刑企第 1108 号／岡捜一第 420
号警察本部長例規)

改正 平成 19 年 11 月岡少第 378 号 平成 22 年 3 月岡務第 260 号
平成 23 年 5 月岡少第 165 号・岡刑企第 213 号 平成 26 年 5 月 19 日岡交企第 285 号
平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 4 年 5 月 31 日岡少第 193 号 令和 4 年 12 月 2 日岡少第 342 号
令和 5 年 5 月 30 日岡少第 142 号

各部長
首席監察官
各所属長

少年事件捜査に関しては、少年事件選別主任者制度、少年事件検討票等による具体的な処理手続により、適正な捜査の推進に努めているところであるが、最近、少年事件をめぐる捜査環境の変化等に起因して、長期間捜査未処理、事件送致の遅延等が散見されている。

各警察署にあっては、少年事件捜査を取り巻く諸情勢を踏まえた上で、この問題の重要性を十分認識するとともに、次の点に留意し、少年事件の迅速的確な捜査の推進に努められたい。

記

1 迅速的確な少年事件捜査の必要性

一般的に犯罪の被害者は、事件の当事者として捜査手続、捜査の進展状況等に強い関心を持っており、事件捜査の終結による不安感の解消、被害の回復及び被疑者に対する法的な処分が早期に行われることを強く望んでいる場合が多い。

特に、非行少年に係る事件(以下「少年事件」という。)の場合には被疑者(触法少年及びぐ犯少年を含む。以下同じ。)自身についても、その更生を期するため非行内容、少年の特性等に応じた適切な措置が速やかに講じられる必要がある。

また、少年事件の捜査又は調査(以下「捜査等」という。)が不必要に遅延する等捜査等を行う上での適正さを欠いた場合には、被害者感情に反するだけでなく、非行少年を長期間にわたって不安定な状態に置くことになるため、少年の立直りの機会を失するなど、健全育成上の問題が生ずるおそれがある。

したがって、少年事件の捜査等に携わる者は、これら少年事件の捜査等に伴う特殊性等に十分配慮し、迅速的確な捜査等の推進に努めなければならない。

2 少年事件の受理及び捜査等状況の管理等

警察署長(以下「署長」という。)は、少年事件の受理及び捜査状況を把握するため、少年事件の処理を担当する課(以下「担当課」という。)の課長(以下「担当課長」とい

う。)に対し、次に掲げる事項を指示し、その遵守状況等を随時、点検しなければならない。

- (1) 犯罪事件受理簿、捜査主任官指名簿(触法少年及びぐ犯少年に係る事件にあっては調査主任官指名簿)、事件指揮簿(触法少年及びぐ犯少年に係る事件にあっては少年事件処理簿)、証拠物件管理簿その他少年事件の捜査等に関して必要な管理書面を確実に作成すること。
- (2) 少年事件に関する捜査等に関する書類、証拠品等は、担当課長の責任において組織的に一括保管・管理するものとし、捜査等を行う上で必要がある場合を除き、担当者個人による保管をさせないこと。
- (3) 担当課以外の課の警察官が取り扱った少年事件の端緒情報、初動捜査の段階で作成された捜査等に関する書類、収集された証拠品等は、当該事件の担当課長に確実に引き継がせること。
- (4) 少年事件の処理の過程において発生した事件関係者との紛議、捜査等を行う上で問題点等を認知したときは、速やかに署長に報告し、必要な指揮を受けること。

3 少年事件の処理期限等

(1) 少年事件の処理期限

少年事件は、捜査等を行う上で特別の事情がある場合を除き、3か月以内に捜査等を完了し、事件を送致若しくは送付又は通告(以下「送致等」という。)をするものとする。

(2) 長期未処理事件の基準等

本通達に規定する「長期未処理事件」とは、被疑者の全部又は一部が判明している少年事件であって、当該被疑者が判明した時点から3か月以上を経過し、未だ検察庁、家庭裁判所又は児童相談所に当該事件の送致等が完了していないものをいう。ただし、道路交通法関連法令の違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪に該当する事件は除く。

4 署長の責務

- (1) 署長は、少年事件の適正な捜査等及び効率的な処理を図るため、少年事件取扱い基準について(昭和46年8月10日、岡防第893号、岡捜一第780号、岡捜二第412号、岡備第479号、岡交指第322号例規)及び関係する通達に示されている少年事件の処理基準等に従い、担当課間における合同の捜査等又は捜査等の協力を配意しなければならない。
- (2) 署長は、少年事件の捜査等に当たっては、事件の態様、被疑者の数、他事件の取扱状況等を総合的に判断し、必要に応じて捜査等を行う警察官等を増強するなど、迅速な少年事件の処理体制の確立に努めなければならない。

(3) 署長は、長期未処理事件に該当する少年事件が生じた場合には、担当課長に対して、長期未処理に至った原因、捜査等を行う上での問題点等についての対応方法等を早急に検討するよう指示し、当該事件の迅速な処理に努めなければならない。

(4) 署長は、特異な少年事件、複数の長期未処理事件等の捜査等を行うために必要があると認めた場合は、当該事件の捜査等を担当する警察本部の所管課の長(以下「本部所管課長」という。)に対し、捜査等を行う警察官の支援等を要請するものとする。

5 本部所管課長等による指導教養

(1) 本部所管課長は、長期未処理事件の防止、迅速な少年事件の処理等に関し、警察署の指導に努めるものとする。

(2) 生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)は、少年事件に関する適正かつ迅速な捜査等の推進に当たり必要な関係法令、規定等について、随時、警察署の署員に対して教養を行うものとする。

(3) 少年課長は、所属職員を必要に応じて警察署に派遣するなどし、少年事件の捜査等の手法等について、少年事件を担当する係員に対して具体的な指導を行うものとする。

6 報告

署長は、長期未処理事件に該当する少年事件について、長期未処理事件報告書(様式)により、毎月5日までに少年課長に報告しなければならない。

7 文書の保存

長期未処理事件報告書は、生活安全部少年課において3年間保存するものとする。

様式

長期未処理事件報告書

[別紙参照]